

福島市告示第69号

届出対象区域指定に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第44条の2第1項の規定に基づき、届出対象区域を次のように指定する。その関係図面は福島市役所建設部路政課において2週間一般の縦覧に供する。

令和8年3月31日

福島市長 馬場 雄基

届出対象区域及び 区域の存する土地の所在	区域に接続する道路の路線名	届出の対象となる工作物
福島市入江町20番1地先から 福島市八島町88番1地先まで	八島町4号線及び 入江町8号線	電柱

届出対象区域指定日 令和8年4月1日